

エシカル消費スタートアップ教室開催事業 業務委託仕様書

1 目的

環境、人、地域等を思いやる消費活動である「エシカル消費」への関心を高め、内容の理解を図り、日常生活での実践に向け、子どもとその保護者を対象に、エシカル消費に関する認証ラベル・環境配慮商品のマークや商品の生産過程から廃棄までの背景にある問題等を知る学習会（スタートアップ教室）を開催する。

これにより、買い物や商品選択等について考え、自らの消費行動が環境や社会に影響を与えることを意識し、日ごろの生活の中から賢い消費行動の輪を広げていく。

2 教室開催

- (1) 日時 令和元年7月28日（日）13：15～16：00
- (2) 場所 イオンモール今治新都市（今治市にぎわい広場1-1）

3 委託内容

エシカル消費スタートアップ教室の実施のうち、次の業務を委託する。

- (1) 開催準備
 - ア 県担当者及び開催場所（会場）との打ち合わせ
 - イ 参加者募集（募集チラシの作成及び周知）
※参加受付窓口は主催者（県）が行う
 - ウ 教室実施に必要な学習資料、啓発パネル等の作成
 - エ ワークショップに必要な学習資材の手配
- (2) 教室の実施
 - ア 会場設営・撤去
（持込備品、展示コーナー、店内巡回場所/参加者のテーブル・椅子などについては別途打ち合わせ）
 - イ 参加者の受付・対応
（当日の受付、店内巡回時の誘導、全体補助）
 - ウ 開式セレモニー
 - エ ワークショップ講師への謝金・旅費の支給
 - オ 写真撮影、報告書の作成
 - カ その他、本事業を円滑、安全、効果的に実施する上で必要な業務

4 会場に関する留意事項

- イオンモール今治新都心
2階イオンホールを教室の主会場として利用する。
1階売り場の要所（4か所程）を巡回で利用する。

5 留意事項

- (1) スタートアップ教室の実施
 - ア 開式セレモニーを盛りこむ（主催者（県）あいさつを含め5分以内）
 - イ 「みきゃん」の着ぐるみを活用する。
（着ぐるみ用スタッフを配置する）

- ウ 各テナントの営業を妨げないよう配慮する。
- 実施運営マニュアルを作成すること
 - 全ての運営業務を主催者（県）と調整のうえ行うこと
 - (ア) 当日の会場運営、講師の接待及び店内巡回時の参加者の誘導等を対象とする。
 - (イ) 必要かつ適切な人員配置を行う。
- エ 会場（音響等を含む）の設営・撤去
- 会場内の音響、教室の実施に必要な設備・備品、会場の案内・誘導看板等について、主催者（県）及び会場と調整のうえ手配又は作成し、設営及び撤去を行うこと
- オ 啓発パネル、参加記念品等の作成
- 環境、人、地域等をおもいやる消費活動の理解を広める内容の啓発パネル等を次のとおり作成すること
 - ・啓発パネル 5枚以上（多色刷、A1アルミ枠付き）
 - ・参加記念品 70個
 - ・店内巡回時の班員の目印となるワッペン等 70部
 - ・学習シート 70部
 - ・エシカル消費キッズ宣言シート 70部
 - 詳細は主催者（県）と事前に打ち合わせのこと。
 - 作成にあたっては、「みきゃん」など愛媛県イメージアップキャラクターのデザインを活用すること。
※デザイン用のデータが必要な場合、主催者（県）に連絡ください。
- カ 参加者のイベント保険の加入
- (2) 広報宣伝
- イベントの実施を広報するためのチラシを次のとおり作成すること
 - ・募集チラシ 23,000枚（多色刷、コート紙、A4判両面）
 - 作成にあたっては、「みきゃん」など愛媛県イメージアップキャラクターのデザインの活用及び「愛媛県『三浦保』愛基金」のシンボルマークを使用すること
- (3) 報告書の作成
- 報告書は2部作成すること
 - 報告書用の写真撮影を行うこと
 - 撮影写真はJPEGデータで主催者（県）に納品すること
なお、納品されたデータは主催者（県）が作成する本件事業についてのホームページや印刷物等へ使用できるものとする。

6 業務委託完了日

令和元年9月2日（月）

報告書の作成をもって完了とする。

7 その他

- (1) 委託料には、出演者への謝礼・交通費等のほか、必要とする資材、機材及びその運搬費等、本事業に係る全ての経費を含む。ただし、エシカル消費学習講座の講師に関する謝礼・交通費は主催者（県）が直接支給する。

- (2) 本事業において製作されたパネル及び製作物の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。また、デザイン等のデータをPDFファイル（ホームページに掲載可能なもの）により提供すること。
- (3) 愛媛県が実施するイベントについては、環境に配慮して開催する手順を定めているので、次のとおり環境に配慮すること
 - ごみを作らないイベントの推進（ごみの持ち帰り等）
 - リサイクルの推進（分別回収の徹底等）
 - 省資源・省エネルギーの推進（照明の適正化等）
 - 周辺環境への配慮（イベントでの危険物の使用等）
 - 環境配慮意識の普及促進（広報活動での環境配慮の明示等）
- (4) 業務を行ううえで疑義が生じる場合は、主催者（県）と受託者が協議して決定する。